

收受日	令和 5 年 1 1 月 6 日
足立区障がい者ケアマネジメント評価会議	令和 5 年 1 1 月 2 2 日
足立区地域自立支援協議会本会議	令和 6 年 2 月 2 7 日

令和 5 年度日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）事業 実施状況等報告書（抜粋）及び評価シート

評価対象期間：令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 9 月 3 0 日

事業所名	社会福祉法人つくしの郷　ハーモニー竹の塚第3				
所在地	足立区東六月町11-5				
ユニット数	2	ユニット名	ハーモニー竹の塚第3ユニット1		
			ハーモニー竹の塚第3ユニット2		
定員 ※ユニットが複数ある 場合は合計した値	グループホーム		13	名	
	短期入所		1	名	
事業指定日	令和4年9月1日				

1 利用者の状況

(1) グループホーム入居者の状況

※ 前年 10 月（初年度は事業指定日）から当年 9 月末まで（この期間に退所した利用者も含む）

評価期間の 延べ利用者 数	性別	年齢	支援区分	障がい種別	生活介護等 日中活動先の有無	医療的 ケア	グループホーム 内での日中活動 支援の実績	評価期間の退所者 の人数と主な理由
12 名	男性：8 名 女性：4 名	40 歳未満：4 名 40 歳以上：6 名 65 歳以上：2 名	4 未満：2 名 4：1 名 5：4 名 6：5 名	身体：6 名 知的：10 名 精神：1 名 ※重複あり	有：12 名 無：0 名	有：0 名 無：12 名	有：12 名 無：0 名	退所者数：0 名 理由：

(2) 短期入所

① 利用者の状況 ※ 前年 10 月(初年度は事業指定日)から当年 9 月末まで 定員が 2 名以上の場合は合計した数

	定員	利用申請件数	利用件数	利用者数	延べ 利用日数(A)	稼働日(B) (定員が 2 名以上の場 合は合計した日数)	稼働率 (延べ利用日数(A)÷稼働日 (B)×100)
合 計	1 名	1 件	1 件	1 名	41 日	395 日	10.4%

② 利用理由

介護者・家族による理由	件数	日数	利用者による理由	件数	日数
心身の負担軽減	件	日	生活リズムをつくる(取り戻す)	件	日
疲弊に伴う利用者の心身・体調の悪化防止	件	日	心身・体調の悪化	件	日
仕事	件	日	心身・体調の維持・改善	件	日
冠婚葬祭や旅行	件	日	体験	件	日
通院・急病や事故等	件	日	その他	件	日
その他 ※	1 件	41 日	生活リズムをつくる(取り戻す)	件	日
介護者・家族による理由 合計	1 件	41 日	利用者による理由 合計	0 件	0 日
合計： 利用件数 1 件 延べ利用日数 41 日 ①の利用件数と利用日数(A)とそれぞれ一致					

※ 短期入所受け入れ態勢を整えている段階で、「現在利用中のグループホームが閉鎖になり行き先が無い」との緊急受入れの要請があり受諾しました。
次の生活場所が決まるまで期間を延長し 41 日利用となりました。

③ 申込対応状況等

(ア) 申込を受けたうち、希望日に空室がないため利用を断った件数(複数の希望日があり何れかに対応した場合は除く)

0 件

(イ) 申込を受けたうち、空室がないこと以外の理由により利用をお断りした件数

4 件

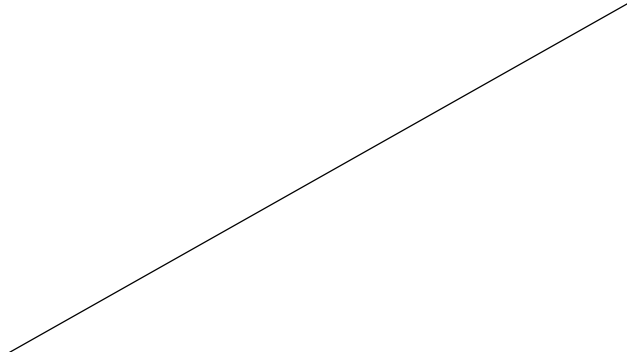
(ウ) (イ)でお断りした主な理由(複数ある場合は、それぞれご記載ください。)

日中サービス支援型共同生活援助の利用者支援に注力すべく、短期入所については、緊急的な要請による利用を除いて、開所 1 年後をめどに徐々に稼働する方針のもと運営しているため。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート

評価項目	評価視点 ※ 条例：東京都指定障害福祉サービスの事業所等の人数、設備及び運営の基準に関する条例	【事業所記入欄】 具体的な内容	【足立区記入欄】 要望、助言、評価
(1) 適切な支援の提供	①昼夜を通じて、常時の支援体制が確保されているか 【条例 第百九十九条の三】 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（日中の支援体制及び支援内容） 昼夜を問わず 24 時間 365 日、複数の職員が対応できるよう、必要な常勤換算数を上回る職員体制を維持している。特に平日の日中には職員として看護師を配置している。入浴は機械浴も含めて、毎日の利用を原則としている。食事は個々に食べやすい形状での提供、安全かつ尊厳を重視した同性によるトイレ介助、服薬管理、居室内ではリラックスしたプライベート感を大切に支援している。 （夜間の支援体制及び支援内容） 夜勤は各ユニットに 1 名ずつ計 2 名体制で、うち 1 名は女性を配置し夜間の巡回、時間排泄の対応、緊急時の救急対応等に当たっている。 緊急時に職員が参集できるよう都の借り上げ宿舎制度を導入し、職員が近隣に居住できる環境を整備した。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 人員や医療、施設設備、職員配置、充実していてよい。 ② 今後日中活動先に通えなくなり、日中支援を行う場合は十分な医療・介護面等の対応ができる運営、体制が必要ではないか。 ※ 事業所からの補足説明 医療機関との連携は頻繁にある。特別養護老人ホーム等で使用されているものと同様の ICT 記録ツールを導入し、食事、水分量、血圧、体温、尿、便等を記録している。変化があれば、看護師がかかりつけ医に連絡し、訪問診療につなぐ。これまで緊急入院は 6 回あった。医療スタッフとして、看護師を配置し、さらに訪問看護ステーションとの連携を行っている。 ③ 毎日の入浴は、素晴らしいが大変なのではないか、加齢に伴って、毎日できなくなることもあるか。 ※ 事業所からの補足説明 希望されている方については毎日入浴している。通所先から早く帰って来られるため、入浴等をゆっくりしていただきたいと思う。入浴は、嫌な方には強かず、体力面も勘案している。 ④ プライベート感を大切にされているとのことだが、重度の方と軽度の方がいる中で、利用者同士の関係性はどうか。 ※ 事業所からの補足説明 比較的軽度の方は、同法人内の別の GH で高齢期を迎えた方で、協力的、良好な関係を築いている。 ⑤ 日中サービス支援型の必要な利用者が利用できているのか。募集に関しては、区の広報等で周知しているか。 ※ 事業所からの補足説明 空きが出た場合は、他法人、東京都地域移行促進コーディネート事業の担当者と相談しながら対応している。今後、利用者の入れ替わりがある場合は日中サービスを充実させて日中サービス支援型の本来の機能が発揮できるように運営していきたいと考えている。

			※ 事務局からの補足説明 GHの募集に関しては区が関与するというのではなく、各法人の方で行っている。そのため広報には掲載していない。 (足立区地域自立支援協議会より) 特に意見なし。
②利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか 【条例 第百九十九条の九】 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	(利用者の意向をどのように汲み取り、どう支援にいかしているか) 利用者の日々の意見やご要望を踏まえて、集団生活上必要な配慮をした上で、居室内にはテレビやポスター、思い出の品々等が並べられるように配慮し、可能な限りご自宅での生活に近い生活ができるように努めている。	(足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より) ① 日中活動先を利用すると減算となるため、利用させないという他県の事例を聞いていたため、生活介護等の日中活動の利用を行っている利用者が多いことは、安心できる。 ※ 事業所からの補足説明 日中の居場所等、ご本人の希望を最優先している。 ② 重度の方でも、本人のやりたいことをくみ取る、意思決定支援が大切である。 (足立区地域自立支援協議会より) 特に意見なし。	
③他の障害福祉サービスの事業を行う者等との緊密な連携を図ることができるか 【条例 第百九十九条の九の2】 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。	(他の障がい福祉サービス等事業所との連携内容) 計画相談事業所を中心に、生活介護等の通所事業所、ヘルパー事業所とも連携を行い、利用者様のご本人らしい生活ができるよう連絡調整を行っている。	(足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より) ① 緊密な連携のために、他法人の日中活動先との情報共有はどのように行っているか。 ※ 事業所からの補足説明 自法人でも通所を運営しているが、様々な法人が支援に関わっている方が、その方にとってより良い支援につながると考え、自法人以外の通所を利用してもらっている。通所先の送迎担当者等、通所事業所とは頻繁に情報交換をしている。 日常の連絡に加え、適宜カンファレンスによって利用者の日中活動についても把握している。 例) 通所先で転倒したことや、本人へ、何等かの注意や指導等をした場面があれば、生活介護等から連絡がある。ひやりと思ったこと、何か気づいた点はこちらからも伝える。 (足立区地域自立支援協議会より) 特に意見なし。	

	④利用者負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等の援助を受けさせていないか 【条例 第百九十九条の八】 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせてはならない。	（利用者負担によるサービス提供状況・当該事業所の職員以外による介護又は家事等の有無等） 該当事例、無し	
	⑤権利擁護・虐待防止への取組について	日中の過ごし方等のご要望には、可能な限り早く対応できるよう努めている。集団生活であるため、特にプライバシーにかかわる個人情報の取り扱いを職員全体で意識することに努めている。障害者虐待防止法をふまえ、セルフチェックリストを職員対象に行い、職員が自身で振り返る機会を作っている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 個人情報について、ご本人の理解や同意等は重要であるが、評価会議への報告の際の取り扱いをどうしているか。 ※ 事業所からの補足説明 利用開始時に個人情報に関する承諾書をいただき、その範囲内の個人が特定できないかたちで、評価会議に提供している。支援のために必要と判断し、情報を提供した。 ② 強度行動障がいによる他害等の対応はどのようにしているか。 ※ 事業所からの補足説明 どうして他害があるのか、事故報告書等を作成し、職員間で共有し分析を行っている。例）入浴後、職員の腕を強く掴みあざになる。職員や他の利用者を叩く。 体験入所の際に他害の問題が大きく、現在の事業所の状況を勘案し利用お断りしたケースもある。 ③ リスクマネジメントについて「通常ではないことが発生した場合には原因と改善策を検討し、報告書を全職員が確認できるよう回覧している」ということについて詳細を教えて欲しい。 ※ 事業所からの補足説明 通常でないこと（例：「落葉」、薬の間違い等）が発生した際には、事業所内では事故報告書を通じて報告と情報共有を徹底している。都・区への報告レベルではない、些細なことであっても行っている。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。

(2) 地域に開かれたサービス提供	①利用者家族及び地域住民との交流機会が確保されているか 【条例 第百九十九条の六】 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。 【条例 第百九十九条の九の 4】 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。	（地域との交流） ホーム周りの花壇の環境整備や水やりを利用者様とともに行い地域の緑化と交流を深めている。 近隣の農園の畑作業を行い、地域の方と触れ合う機会を設けている。 （利用者家族との交流） ご家族が来所される際には、近況をお伝えすることや、利用者様の要望などを相談し、ご家族と協力して要望の実現と生活の質の向上を図れるよう努めている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。
	②短期入所において、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じることができるか 【条例 第百九十九条の七】 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業のほか、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行うものとする。	（短期入所受け入れの基準・方針等） 緊急時の受け入れを行い、必要に応じ期間を延長した。 （支援内容） 入居利用者様と同様に、入浴、トイレ介助、食事の提供や、金銭管理、買い物や金融機関への外出支援等を行っている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 短期入所は地域の障がい者にとっても大切な取り組みであるが、今後の展望はどうか。 ※ 事業所からの補足説明 GHの利用者支援に注力すべく、短期入所については、緊急的な要請による利用を除いて、開所1年後をめどに徐々に稼働する方針のため、評価期間中は、41日の稼働にとどまった。収支上の課題もあるため、自法人の別の短期入所に準じ、25/30日の稼働を目指していく。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。
	③利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか	（外出や余暇活動等の支援内容） ヘルパー外出の日程調整を行うとともに、外出内容がより楽しいものとなるようご本人の意向を尊重している。 利用者様の要望により、事業所内で「夏祭りイベント」等の行事を実施している。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 利用者の意向や状況に即した、日中活動を支える人員体制や運営が重要であるが、現状はどうか。 ※ 事業所からの補足説明 現在、日中活動は、GH内でのテレビ観戦や食事の準備、洗濯物を畳む等、日常の生活の延長にとどまっている。その中でも感染症の収束した今年の8月には、夏祭りを開催し、利用者中心に準備し、楽しくできた。 今後は、行動援護を利用した外出やレクリエーションも計画している。また、切り絵や絵画が好きな利用者があるので、今後はアートにも力を入れたいと考えている。広いスペースもあるので、ポッチャ等のスポーツも含め余暇活動を進めていきたい。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。

(3) その他	足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会より出された、その他の要望・助言・評価・質問等 (足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より) ① 9月に開設されたということであるが、利用開始日は、12月、2月、3月とバラバラなのは、それまで空室だったということか？ ※ 事業所からの補足説明 空室であった。理由は、区分6の重度かつ法人では今まで関わって支援していなかった新規の利用者について、一人ひとり時間をかけてアセスメントなどをしていたため、受け入れまでに時間がかかった。 ② 足立区に日中サービス支援型GHができたことはうれしい。 ③ 長期入院者の退院支援等にて、他県の日中サービス支援型共同生活援助に移行したケースがあった。地域移行支援という点でも、日中サービス支援型共同生活援助が、重要である。 ④ 日中サービス支援型共同生活援助の定員数は、「1共同生活住居あたり2～20人まで(1ユニットあたり2人以上10人以下)」認められるが、規模が大きくなれば、グループホームであっても、実態が「施設」に近づいてしまうという課題がある。 (足立区地域自立支援協議会より) 特に意見なし。
---------	---

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会からの要望等まとめ（令和5年度評価）

1 【利用者の希望と特性等に応じた日中活動・プログラムのさらなる充実】

現状は、他の事業所の日中活動先に通っている利用者が多いとのことだが、日中活動先に通所せずグループホーム内で過ごす際は、たとえば既に行っているグループホーム近隣にある農園の畑作業の活動内容を広げるなど、貴事業所での支援プログラムのさらなる充実を検討していただきたい。

2 【短期入所の受け入れを通じた障がい者の地域生活への貢献】

事業所の新規開設時には利用者への丁寧な支援を優先したため短期入所の受け入れが難しかったとうかがった。しかし開設から1年以上経過し、グループホームの定員まで利用者を受け入れている現状から、短期入所についても、他の事業所では受け入れが難しい重度の障がい者や、体験の機会を必要とする入所施設利用者の積極的な受け入れを是非ともお願いしたい。

3 【「日中サービス支援型」ならではの機能・支援体制に適合した利用者の受け入れ】

区、相談支援事業所、日中活動系サービス事業所、東京都地域移行促進コーディネート事業の担当者、ほか地域の関係機関との連携を進め、「日中サービス支援型共同生活援助」の機能である相談、日常生活上の家事援助や入浴等の介護サービスなど利用者支援の充実を図られたい。また、区のグループホームネットワーク会議へ積極的に参加し、区内にあるグループホームが重度障がい者を受け入れる体制を構築できるよう他のグループホーム事業者に対して相談・助言を行うなど、リーダー的な役割を担って欲しい。